

那覇市公告第 746 号  
令和 7 年 1 月 10 日

## 市有地売却に伴う事後審査型一般競争入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、事後審査型一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚



### 1 入札に付する事項及び予定価格

No	物件の所在地番	地 目	地 積	予定価格
1	那覇市若狭 3 丁目 6 番 16	宅地	109.98 m <sup>2</sup>	¥ 27,150,000-
2	那覇市若狭 3 丁目 53 番 7	宅地	99.43 m <sup>2</sup>	¥ 20,800,000-

※落札価格は、予定価格以上の最高入札価格とする。

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 1 号の暴力団をいう。以下同じ。)の関係者又は暴力団員(暴排条例第 2 条第 2 号の暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団又は暴力団員の統制下にないこと。

ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあっては、入札参加停止期間を経過していること。

(3) 市町村税や国保税等を滞納していない者。

(4) 購入した土地を、暴力団その他の反社会団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しない者。

(5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている

者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)

(6) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(5)に該当するものを除く。)

### 3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札参加申込書類の受付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市役所本庁舎5階

那覇市 総務部 管財課 財産管理・企画G

電話番号（直通）098-862-9904

(2) 実施要領の公表、入札申込受付期間に関する事項

① 入札の申込方法等については「市有地売却に伴う事後審査型一般競争入札実施要領」(以下、「実施要領」という。)を参照し実施要領等は、市ホームページからダウンロードすること。

② 入札参加申込書受付期間

令和7年1月10日(金)～令和7年2月18日(火)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

### 4 質問受付及び回答

入札者は、実施要領、閲覧図書（契約書、図面）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において実施要領等に疑義がある場合は、質疑書（様式7）により説明を求めることができる。

ただし、入札後、実施要領等について不知又は不明を理由として異議を求めるることはできない。

実施要領等に関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和7年1月10日(金)から令和7年2月6日(木)の午後5時15分までとする。再質問の受付は行わない。

(2) 提出方法

質疑書（様式7）にまとめ、次の連絡先までFAX又はEメールにて提出すること（送信後、電話で着信の確認を行うこと。）電話、口頭での質疑は受け付けない。内容によっては、回答できない場合もある。

FAX：098-862-9352

Eメールアドレス：S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

(3) 回答方法

本市ホームページで令和7年2月12日(水)までに公表する。質疑者名は非公表とする。

## 5 入札保証金に関する事項

- (1) 入札保証金は現金による納付とする。ただし、那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第8条第1項に該当する場合は免除とする。
- (2) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上に相当する額とする。
- (3) 入札保証金納付期間  
令和7年1月10日(金)～令和7年2月21日(金)  
午前9時～正午、午後1時～午後2時
- (4) 入札保証金納付書の申請・交付場所  
那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階  
那覇市 総務部 管財課 財産管理・企画G

## 6 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時：令和7年2月26日(水)  
物件No.1 午後2時開始  
物件No.2 午後2時30分開始
- (2) 場所：那覇市役所本庁舎5階 501会議室

## 7 入札、開札及び落札者の決定に関する事項

- (1) 入札方法  
入札書（様式2）による紙入札
- (2) 入札当日に持参するもの
  - ①入札書（様式2）
  - ②委任状（様式3）※代理人により入札しようとする場合のみ
  - ③入札保証金領収証書（原本）
- (3) 落札者の決定
  - ①入札ならびに開札後、落札候補者を決定する。落札候補者は資格審査書類を提出し、入札参加資格の条件をすべて満たすことを確認できた場合、その者を落札者とする。  
※詳細は「入札心得」を参照
  - ②同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじによる落札者を決定する。

## 8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

- 落札候補者は指定された期日までに次の書類を提出すること。
- (1)一般競争入札参加資格確認申請書（様式9）
  - (2)直近の市町村税の納税（完納）証明書
  - (3)個人の場合は、国民健康保険税の納税（完納）証明書（ただし、国民健康保険税の被保険者以外の場合は医療保険手帳の写し）、法人の場合は、社会保険料納入証明書（直近年分）
  - (4)個人の場合は本籍地市町村で発行する身分証明書、法人の場合は法人登簿謄本（いずれも受付日より3ヶ月以内に発行されたもの）

## 9 入札の無効に関する事項

- 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1)入札に参加する資格のない者がした入札
  - (2)入札参加申込書にて参加意思表明をしていない者がした入札
  - (3)委任状を持参しない代理人がした入札
  - (4)入札書が所定の日時までに提出されない入札
  - (5)同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
  - (6)入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
  - (7)談合その他不正行為によってなされたと認められる入札
  - (8)入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されていない入札又はその額が所定の額に達していない入札
  - (9)入札書の表記金額を訂正した入札、又は￥マークの記載がない入札
  - (10)入札書に記名押印を欠いた入札
  - (11)誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
  - (12)入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
  - (13)鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
  - (14)再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
  - (15)郵送による入札
  - (16)その他入札に関する条件に違反した入札

## 10 契約保証金

那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第30条第11号の規定により、契約保証金は免除とする。

## 11 その他

その他詳細については、実施要領による。